UNDP-GEF POPs Resource Kitの記載事項とその他の実施計画一覧

記載事項	"UNDP-GEF POPs Resource Kit"記	2載の国内実施計画の記載事項	我が国における事業活動に伴い排出さ	ダイオキシン類及びPCBに関するEU戦	へキサクロロベンゼンのPBT国家行動	農薬 (Level 1 pesticides)のPBT国
心华 》于 2只		POPs条約第5条(a)非意図的副生成物の排出削減のための行動計画 (Action Plan)	れるダイオキシン類の量を削減するための計画	略 (Community Strategy for Dioxins, Furans and Polychlorinated Biphenyls, 2001.10)	計画 (Draft PBT National Action Plan for Hexachlorobenzene(HCB), 2000.12)	家行動計画 (Draft PBT National Action Plan for the Level 1 pesticides, 2000.8)
1 . 基本的考え方				1 はじめに 2 戦略 (Strategy)目的	1 はじめに	1 はじめに
2.全体概況		化学物質の発生源の種類を考慮した現在及び将来の排出量等の評価(発生源の目録及び排出量等の見積りの作成及び維持を含む)	第1 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量 第4 その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関し必要な事項 2 ダイオキシン類の排出量の把握等(1)ダイオキシン類の排出量の目録の公表等	3 ダイオキシン類とPCBの問題点 3.1 物性、発生源並びに移行経路 3.2 ヒト健康影響 3.3 生態毒性 4 ダイオキシン類とPCBの問題点への取 組経緯 4.1 これまでの成果 4.2 国際的取組 4.3 課題 5 EU行動(Action)計画の基礎	2 ヘキサクロロベンゼンの解説 3 健康影響 4 ヒト及び野生生物の暴露 5 環境の現状 5.1 問題の範囲、現状並びに動向 5.2 発生源及び蓄積に係る定量的及び 定性的データ 5.2.1 製品 5.2.2 大気排出 5.2.2 大気排出 5.2.3 水系 5.2.4 底質 5.2.5 地下投入と有害廃棄物 5.3 関連セクターの他の化学物質との 関連	2 レベル1農薬の一般的解説 3 ヒト健康影響 4 人の暴露 5 環境の現状 5.1 問題の範囲、現状並びに動向 5.2 発生源及び蓄積に係る定量的及び 定性的データ 5.2.1 レベル1農薬関連製品 5.2.2 土壌 5.2.3 大気 5.2.4 水系と底質 5.2.5 野生生物 5.2.6 食品
3.関連法制度の 概況		当該化学物質の排出管理等に関連 する国内法令及び政策の有効性の評 価	第 2 削減目標量を達成するために事業者が講ずべき排出基準等の遵守 1 排出基準の遵守 (1)大気排出基準のび水質排出基準の遵守 (2)ダイオキシン類による環境の汚染の防止 (3)事故時の措置 (4)ダイオキシン類による汚染の状況の測定 (5)公害防止統括者等の選任 (6)その他 第 3 資源の再生利用の推進その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物の減量化を図るため国及び地方公共団体が講ずべき施策に関する事項 1 廃棄物の減量化のための施策の推進 (1)基本法に基づく施策の推進 (2)廃棄物処理法等に基づく施策の推進		6 EPAプログラムの現状 6.1 現行の規制と計画の概要 6.2 活動の現状 6.2.1 大系排出 6.2.2 水系への排出 6.2.3 底質の汚染 6.2.4 土壌汚染 6.2.5 暴露の削減	6 EPAプログラムの現状 6.1 現行の規制と計画の概要 6.2 活動の現状 6.2.1 製品 6.2.2 土壌 6.2.3 大気 6.2.4 水系と底質 6.2.5 暴露の削減
	(1)非意図的副生成物の排出削減のための行動計画(Action Plan)の策定 (2)疾病管理のためのDDTの使用管理に係る行動計画(Action Plan)の策定(3)2025年までのPCBの廃絶に関する進捗状況を5年ごとに締約国会では地域でありた。 (4)POPsのストックパイル及びPOPsに汚染された廃棄物の適正管理・処理の推進(4)POPs条約第15条に基づき、POPsの総生産量、輸出入量がに管理・の総生産量、輸出入の相手国の把握(6)適用除外継続の必要性を把握する取組及び報告/延期に係る準備定の推進	廃絶する等のための戦略と行動計画	第2 削減目標量を達達の適等 1 削減目標量を達成等の適等 1 排出基準の適等 1 排出基準の適等 (1)大気排出基準の道明 (2)ダイオキシン類による環境の汚染の防止 (3)事故時の措置 (4)ダイオキシン類による汚染の状況の測定 (5)公害防止統括者等の選任 (6)その他 2 ダイオキシン類のの発生の限となうの発生が調のの発生が調のの発生が調がある事がのが調がある事がのが調がある事がの減量化のを施策のがは進いできないを施策のというの推進 1 原棄物の運送等に基づく施策の推進 (1) 屋棄物処理法等に基づく施策の推進 (2)廃棄物処理法等に基づく施策の推進 (2)廃棄物処理が減量化のために要ける支援措置 (3)ごみ処理の広域化のために要ける支援措置	6 戦略(Strategy) 6.1 現在環境中にあるダイオキシン類とPCBの削減戦略(Strategy) - 短中期行動 (Short-to medium-term action) ・ハザードの明確化 ・リスクアセスメント ・リスクマネジメント 6.2 現在飼料及び食物中にあるダイオ キシン類とPCBの削減戦略(Strategy) ・最大基準の確立 ・行動レベルとターゲットレベル	7. 提示された目標と行動 7.1 EPAのアセスメントと戦略的アプローチ 7.1.1 データギャップ 7.1.3 他のPBTに関する取組との統合機会 7.2 目標 7.3 将来的な方向性と活動 7.3.1 製品 7.3.3 大気排出 7.3.4 水系 7.3.5 底質 7.3.7 予算の手当 7.3.8 他のPBTに関する取組との関連活動	7.1 EPAのアセスメントと戦略的アプローチ7.2 目標7.2.1 1993年政府業績評価法(GPRA)との関連7.2.2 レベル1農薬のための目標7.4 将来的な方向性と活動7.4.1 農薬収集プログラム7.4.2 蓄積と非点源の削減並ぶに修復活動7.4.3 食品を通じた暴露の削減活動7.4.4 国際的活動7.4.6 リソース不足により未実施の活動7.4.7 進捗の評価7.4.8 他のPBTに関する取組との関連活動

[環境省第2回POPs対策検討会資料]

記載事項	"UNDP-GEF POPs Resource Kit"訂	己載の国内実施計画の記載事項	我が国における事業活動に伴い排出さ	ダイオキシン類及びPCBに関するEU戦	へキサクロロベンゼンのPBT国家行動	農薬 (Level 1 pesticides)のPBT国
		POPs条約第5条(a)非意図的副生成 物の排出削減のための行動計画 (Action Plan)	れるダイオキシン類の量を削減するため の計画	(Community Strategy for Dioxins, Furans and Polychlorinated Biphenyls, 2001.10)	計画 (Draft PBT National Action Plan for Hexachlorobenzene(HCB), 2000.12)	家行動計画 (Draft PBT National Action Plan for the Level 1 pesticides, 2000.8)
4.個別の施策又は実施計画(つづき)			2 廃棄物の減量化の目標量の達成 3 その他 (1)官庁施設から発生する廃棄物につい (1)官庁施設から発生する廃棄物につい 第4 その他我が国における事業に動い (2)非別の地では (3)地方の財産を (4)排出を変なが設置が表現の (5)地方の財産を (6)は一方の大力では (7)を乗制のでは (7)地方の対策ののでは (8)地方の財産を (9)地方の対策のがは (1)を乗りが対策のがはでのでは (1)を乗りがでいて、 (1)を変ががでいて、 (1)に対する支援措置に対する。 (1)に対する支援措置に対するのが、 (1)に対する支援措置に対するので、 (1)に対する大が開発の推進 (2)特別でのが、 (3)公的検査機関のにのは、 (4)分ののは、 (5)ののは、 (6)の公的検査機関ののは、 (7)の公的検査機関ののは、 (8)の公的検査機関ののは、 (9)の公のが、 (1)に対するのが、 (1)に対するが、 (1)に対するが、 (2)に対するが、 (3)公的検査機関のに、 (4)分ののは対するのが、 (4)分ののが、 (4)分ののが、 (4)分ののが、 (5)ののは、 (6)ののは、 (7)ののが、 (7)ののは、 (8)ののは、 (9)ののは、 (1)ののは、 (1)ののは、 (1)ののは、 (1)ののは、 (2)のは、 (3)のが、 (4)分のが、 (4)ののが、 (5)ののは、 (6)ののは、 (7)ののは、 (7)ののは、 (8)ののは、 (8)ののは、 (9)のは、 (10)のは、 (11)のは、 (12)に対するのは、 (13)のは、 (13)のは、 (14)のないが、 (15)のは、 (15)のは、 (16)のないが、 (17)のないが、 (17)のないが、 (18)ののは、 (18)ののは、 (18)ののは、 (18)ののは、 (18)ののは、 (18)ののは、 (18)ののは、 (18)ののは、 (18)のないが、			
5 . 情報交換、 意識啓発の支援	(8)POPs条約第9条及び第10条が規定 する様々な関係者の参加を通じての POPsに関する情報交換、意識啓発の 支援	戦略に関する教育及び研修並びに 啓発を促進する措置	第3 資源の再生利用の推進その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物の減量化を図るため国及び地方公共団体が講ずへの他(2)環境教育・環境学習の充実強化 第4 その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関し必要な事項 4 国民への的確な情報提供及び情報公開(1)情報提供及び情報公開(2)計画的な広報活動	6.1 現在環境中にあるダイオキシン類	7 提示された目標と行動 7.1 EPAのアセスメントと戦略的アプロ - チ 7.1.2 関係者の意見と関心 7.1.4 主要関係者とその役割 7.3 将来的な方向性と活動 7.3.2 利害関係者の関与	7 提示された目標と行動 7.3 利害関係者の関与
6 . モニタリング 体制			第4 その他我が国における事業活動に 伴い排出されるダイオキシン類の削減に 関し必要な事項 2 ダイオキシン類の排出量の把握等 (2)常時監視その他の実態調査の実施	6 戦略(Strategy) 6.1 現在環境中にあるダイオキシン類とPCBの削減戦略(Strategy) - 短中期行動 (Short-to medium-term action) ・調査 - 長期行動(Long-term action) ・データ収集 ・モニタリングとサーベイランス ・測定方法の確立	6 EPAプログラムの現状 6.2.6 モニタリング 7 提示された目標と行動 7.3.6 モニタリング	6 EPAプログラムの現状 6.2.6 モニタリング 7 提示された目標と行動 7.4.5 モニタリング活動
7.国際協力				6.1 現在環境中にあるダイオキシン類 とPCBの削減戦略 (Strategy) - 短中期行動 (Short-to medium-term action) ・第3国及び国際機関との協力		
8.見直し規定		戦略及びその成果について5年ごとの検討				8 経過報告